

会津若松市建設工事設計変更等ガイドラインの改定について

平成29年2月

会津若松市契約検査課

1 趣旨

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(以下、「改正品確法」という。)において、施工条件の変更等に応じた適切な設計変更を実施すべきことが明確化されました。

本市においても、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、公共工事の品質確保を図るため、「会津若松市建設工事設計変更等ガイドライン」を改定いたしましたのでお知らせいたします。

2 主な内容

(1)改正品確法の反映

- ・変更見込み額が請負代金額の30%を超える場合についても、一体施工の必要性から分離発注が出来ないものについては、適切に設計の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行います。

(2)設計変更ガイドライン

- ・会津若松市建設工事請負契約約款と共通仕様書に基づく、設計変更に伴う手続き及びフローについて詳細に規定しています。
- ・設計変更が可能なケースや不可能なケースを事例を交えて規定しています。
- ・土木工事における設計照査の考え方や設計変更が必要な項目について、チェックリストを用いて照査が必要な項目を規定しています。

(3)工事一時中止ガイドライン

- ・工事一時中止の手続きの流れや、請負代金額又は工期の変更が可能なケース等、また、増加費用の考え方や必要な書類について記載しております。

3 適用日

平成29年4月1日以後に契約を締結する工事から適用します。